

# 気候・環境関連分野に関する G7 サミットの成果とエンゲージメントグループによる提案の比較から読み解けること

著者:天沼 伸恵, 福田 美紀

執筆協力者:小野田 真二

サステナビリティ統合センター (ISC), IGES

## 要約

2021 年は英国が G7 の議長を務め、サミット及び一連の大臣会合を開催した。G7 には、エンゲージメントグループという、政府から独立したステークホルダーが提言や政策対話を行う仕組みが存在する。各エンゲージメントグループは、本年6月に開催された G7 サミットに先立ち、G7 で議論される分野に関してそれぞれ提言をまとめ、公開した。本稿では、気候・環境分野に関する各エンゲージメントグループの提言を整理し、G7 サミットの成果とエンゲージメントグループの提言を主に比較した。その結果、エンゲージメントグループによる提言の多くは、G7 カービスベイ首脳コミュニケ(首脳コミュニケ)及び付属文書、気候・環境大臣会合コミュニケ(大臣会合コミュニケ)等で合意された内容の中に何らかの形で言及がなされていることが分かった。気候変動分野では、特に気候資金に対して各グループからの注目の高さが伺えた他、生物多様性分野では首脳コミュニケの付属文書として「G7・2030 年自然協約」が採択され、エンゲージメントグループの提言が概ね反映されていると言える。加えて、ビジネス界は B7 という独自のグループを有するが、他のエンゲージメントグループから企業活動に関する要望が数多く見られ、気候・環境分野でビジネス界が果たすべき役割の大きさが再確認された。また、ジェンダー平等の観点を中心に、包摂的なアプローチが強く意識されたことが見て取れる一方で、気候変動や環境問題に関連した教育については、首脳・大臣会合コミュニケの双方においてほとんど言及が見られなかった。最後に、G7 の非連続性とアカウンタビリティ・メカニズムの欠如という課題に対し、コミュニケと進捗状況のモニタリング・レビューという、エンゲージメントグループが担える役割を提案するとともに、今後の研究課題について提案をした。

## 1. はじめに

2021年のG7は英国が議長国を務め、首脳級が集まるサミット(6月11～13日)の他、デジタル・技術大臣会合(4月28～29日)、外務・開発大臣会合(5月3～5日)、気候・環境大臣会合(5月20～21日)、貿易大臣会合(5月27～28日)、保健大臣会合(6月3～4日)、財務大臣会合(6月4～5日)、内務・安全担当大臣会合(9月7～9日)などを開催した<sup>1</sup>。サミット及び各大臣会合の成果はコミュニケや声明、及びその付属文書などといった形で発表された。サミットの主な成果はG7カービスベイ首脳コミュニケ(首脳コミュニケ)<sup>2</sup>で、各大臣会合の成果を集約した内容となった。

G7には、エンゲージメントグループという、主にG7政府から独立したステークホルダーで構成されるいくつかのグループが、提言や政策対話を行う仕組みが存在する。グループによってその起源や歴史は異なるが、毎年、ほとんどのグループからその年のG7議長国政府に対して提言が提出されている。本年は、若者(Y7)、女性(W7)、科学者(S7)、労働組合(L7)、市民社会(C7)、経済団体(B7)という各エンゲージメントグループがG7サミットに先立ち、G7で議論される分野に関してそれぞれ提言等をまとめた。提言等が発表されたタイミングは早い順に、S7(3月31日)、C7(4月19～20日)、W7(4月21～22日)、L7(4月26～27日)、B7(5月11～12日)、Y7(5月14～15日)であり、サミット及びG7気候・環境大臣会合の前には全てのエンゲージメントグループから提言が発表されていたことになる。

本稿では、気候・環境分野に関する各エンゲージメントグループの提言を整理するとともに、G7の主な成果である首脳コミュニケと各エンゲージメントグループの提言<sup>3</sup>を比較し、それらの共通点・相違点からどのような示唆が得られるのか分析する。その際、特に首脳コミュニケにおいて言及されなかった点を中心に、首脳コミュニケの付属文書である「G7・2030年自然協約」、気候・環境大臣会合コミュニケ(以下、大臣会合コミュニケ)<sup>4</sup>やその他の大臣会合の成果を適宜参照しながら考察を試みる。

---

<sup>1</sup> ここでは主な会合日程のみを示した。外務・開発大臣会合や保健大臣会合等は複数回開催されている。

<sup>2</sup> 英国政府, “G7 Carbis Bay G7 Summit Communiqué: Our Shared Agenda for Global Action to Build Back Better,” <https://www.g7uk.org/wp-content/uploads/2021/06/Carbis-Bay-G7-Summit-Communiqué-PDF-430KB-25-pages-3-1.pdf>

<sup>3</sup> B7, “B7 Summit 2021: Joint Statement,” <https://www.cbi.org.uk/media/6632/b7-communicue.pdf>  
C7, “C7 Communiqué 2021: Civil society’s recommendations to the G7,”

[https://www.bond.org.uk/sites/default/files/c7\\_communique-recommendations.pdf](https://www.bond.org.uk/sites/default/files/c7_communique-recommendations.pdf)

L7, “Exiting the pandemic and building back fairer through multilateralism: Labour 7 Statement to the G7 Leaders’ Summit 2021,” [https://www.tuc.org.uk/sites/default/files/2021\\_L7%20Leaders%20statement.pdf](https://www.tuc.org.uk/sites/default/files/2021_L7%20Leaders%20statement.pdf)

S7, “The Royal Society and partner science academies launch G7 science agenda ahead of UK hosted leaders’ summit,”

<https://royalsociety.org/news/2021/03/royal-society-partner-academies-launch-g7-agenda/>

W7, “W7 Communiqué Making gender equality a reality: Recommendations to the G7,”

<https://static1.squarespace.com/static/536c4ee8e4b0b60bc6ca7c74/t/608ab9e93926032d9f774742/1619704298199/W7+Communiqué+29.04.2021.pdf>

Y7, “Y7 2021 communiqué: Making Waves for Future Generations,”

<https://static1.squarespace.com/static/56bbc80dc6fc089e185b5ca4/t/609e844b554f0762c240ae6c/1621001293740/Y7+2021+Communiqué.pdf>

<sup>4</sup> 環境省, “G7 Climate and Environment Ministers’ Meeting Communiqué,” <https://www.env.go.jp/press/files/jp/116305.pdf>

## 2. G7 サミットの成果：気候・環境分野の焦点は気候変動・生物多様性

G7 サミットは 2021 年 6 月 11～13 日にコーンウォールで行われ、その成果が G7 カーピスベイ首脳コミュニケ(首脳コミュニケ)として発表された。首脳コミュニケは 25 ページに渡って広範なトピックを網羅しており、うち5ページ近くが気候・環境分野に割かれ、気候変動及び生物多様性の損失が重点的に取り扱われた。これらが特に取り上げられた背景には、気候変動枠組条約第 26 回締約国会議(COP26:10 月 31 日～11 月 12 日にかけて英国・グラスゴー及びオンラインで開催)や生物多様性条約第 15 回締約国会議(CBD COP15:2021 年 10 月に第1部が中国・昆明及びオンラインで開催、翌年に同じく昆明で第2部が開催予定)といった重要な機会に向けて、G7 として模範の姿、野心を示す狙いがあると言える。また、昨今のパンデミックを受けて、サミットのコミュニケは新型コロナウイルス感染症からのグリーンでレジリエント(強靱)な復興にも言及している。参考までに、以下に外務省がまとめた「コミュニケ(骨子)」<sup>5</sup>から気候・環境分野の記述を抜粋する。

### 【総論】

- 遅くとも 2050 年までのネット・ゼロ目標及び各国がそれに沿って引き上げた 2030 年目標にコミット。国内電力システムを 2030 年代に最大限脱炭素化。

### 【化石燃料・石炭火力】

- 国際的な炭素密度の高い化石燃料エネルギーに対する政府による新規の直接支援を、限られた例外を除き、可能な限り早期にフェーズアウト。
- 国内的に、NDC 及びネット・ゼロのコミットメントと整合的な形で、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電からの移行を更に加速させる技術や政策の急速な拡大。
- 排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への政府による新規の国際的な直接支援を年内に終了することに今コミット。

### 【気候資金】

- 途上国支援のため、2025 年までの国際的な公的気候資金全体の増加及び改善に各国がコミット。

### 【生物多様性】

- 2030 年までに生物多様性の損失を止めて反転させるという世界的な任務を支える「G7・2030 年自然協約」を採択。
- 同協約に基づき、国内の状況に応じて、2030 年までに G7 各国の陸地及び海洋の少なくとも 30%を保全又は保護することや、海洋プラスチックごみへの取組強化などにコミット。

このように、サミットの主な成果として、気候変動分野では、化石燃料エネルギーに対する政府による直接支援からのフェーズアウト、2021 年中の排出削減対策のない石炭火力への新規国際支援の廃止等が合意された。生物多様性分野では首脳コミュニケの付属文書として「G7・2030 年自然協約」が採択された。その他、首脳コミュニケの貿易に関するセクションで、気候変動と貿易の関連性について

<sup>5</sup> 外務省, “G7コーンウォール・サミット 首脳コミュニケ(骨子),” <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100200458.pdf>

言及された。具体的に、持続可能なサプライチェーンへの移行促進に関する貿易大臣の結論が承認された他、カーボンリーケージのリスクが認識され、G7 の貿易慣行がパリ協定の下でのコミットメントと合致するよう取り組むことが盛り込まれた。さらに、首脳コミュニケの全体を通して、気候・環境分野を含む様々な分野の取り組みにおけるジェンダー平等を含めた包摂性や公平性の重要性が言及された。エンゲージメントグループの提言の多くも気候変動、生物多様性分野の他、気候・環境問題と貿易の関連性やこれらの分野の取り組みにおける包摂性など分野横断的なものであった。以下に、これらに焦点を当てて詳細を記す。

### 3. 気候変動

#### 3.1. エンゲージメントグループによる提言

気候変動に対する各エンゲージメントグループの提言からは、同課題への注目度の高さが伺える。特に、COVID-19 からの復興を気候中立経済へのグリーンな移行と両立させることが、W7 など複数のグループによって提言されている。加えて、W7、L7、B7 からは、そういった移行に伴って影響を受ける人々に対する新たな雇用の創出といった対策や、デジタルインフラの整備が求められた。さらに、Y7、B7 からはカーボンプライシング、S7 からはカーボンニュートラルな選択肢に対する経済的なインセンティブなど、仕組みづくりに関する提言が見られた。カーボンニュートラルな社会の実現には、行動の変容を促進し、温室効果ガス削減コストを最小化させる必要があり、そのための手段として、カーボンプライシングやカーボンニュートラルな選択肢は有効であるとされ、高い注目を集めているのは周知の通りである。

また、気候変動の中でも気候資金<sup>6</sup>は特に関心を集め、何らかの形ですべてのエンゲージメントグループから提言がなされた。これは、2009 年の COP15 において掲げられた、先進国による途上国に向けた 2020 年までに毎年 1,000 億ドルの拠出という目標が今も未達成であるということ为背景に、改めて十分な気候資金の確保と気候変動対策への充填を G7 に提言している。C7、W7 による気候資金全体の増加の提言に加え、資金の投入が優先されるべき分野として、適応策(C7、W7、S7)、途上国を含む、気候変動に対し脆弱な国と人々への支援(C7、S7、L7、Y7)、公正な移行<sup>7</sup>に適応した雇用創出への投資(L7、W7)、ネット・ゼロ達成に向けた、気候変動にレジリエントな研究への投資(Y7、S7)がそれぞれ具体的に挙げられた。この他、ダイベストメント<sup>8</sup>として、W7 は化石燃料への補助金の廃止、Y7、C7 は海外を含む化石燃料に対する投資の方向転換・中止を提言しており、特に C7 はその化石燃料補助金廃止に向けたロードマップの策定を提言している(表1)。

<sup>6</sup> 気候変動に対処するための緩和策や適応策を支援することを目的とした、公的、民間、および代替的資金源を活用した、地域、国、または国境を越えた資金調達活動。気候変動枠組条約の文脈では、主に国際開発金融機関や先進国から途上国への公的資金、その協調融資等の民間資金を指す。

<sup>7</sup> 脱炭素社会の実現に向けた社会変革に伴う、雇用を失うなどの新たなリスクを最小限に抑え、社会全体のサステナビリティの向上に貢献する望ましい移行。

<sup>8</sup> インベストメントの対義語で、すでに投資している金融資産を引き揚げること。環境に悪影響を与える化石燃料を供給または依存する企業への投資に代わり、サステナブルな社会を目指す事業を行う会社に投資する動きが活発になっている。

表1 気候資金に関するエンゲージメントグループの提言

資金全体の増加の提言		C7、W7
気候資金の優先すべき用途	適応策	C7、W7、S7
	気候変動に脆弱な国(途上国)支援	C7、S7、L7、Y7
	公正な移行に適応した雇用創出	W7、L7
	気候変動に対する研究	Y7、S7
ダイベストメント	化石燃料への融資・補助金の方向転換・中止	Y7、W7、C7
その他	周縁的社会集団(女性団体含む)の気候資金への公平なアクセス	W7

出典:各エンゲージメントグループの提言を基に作成

### 3.2. G7 成果文書との比較

G7 成果文書と各エンゲージメントグループの提言と照らし合わせると、まず化石燃料に対する融資や補助金の打ち切りや方向転換を挙げていた Y7、C7、W7 の提言に対しては、G7 間での合意は低いレベルに留まることがわかる。首脳コミュニケでは、「排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への政府による新規の国際的な直接支援を年内に終了することに今コミット」という、期限を伴う具体的なコミットメントが示された一方で、各国内の石炭火力発電については、あくまで「移行を加速させる」と時期は明示されなかった。化石燃料エネルギー全体に対しても同様に、国際的な直接支援のフェーズアウトは、「可能な限り早期に」という表現に留まった。S7 や B7 が提言したネット・ゼロ達成に向けたロードマップについても、言及は見られたが、国際エネルギー機関(IEA)の発表物に依るとして、G7 独自で策定がなされるかについては言及がなかった。これらから、G7 として、ネット・ゼロに向けた対策の重要性の認識は共有しつつも、達成時期の設定といった具体的なコミットメントは示されず、エンゲージメントグループによる提言との間には隔りがある。

Y7、B7 が提言したカーボンプライシングに関して、首脳コミュニケにおいては「高い十全性のある炭素市場及び炭素の価格付け」の潜在力を認識し、「公正かつ効率的な炭素の価格付けの軌跡を確立することの重要性を強調」という表現に留まり、対応する大臣会合での内容も同様であった。つまり、今回のG7において、これらエンゲージメントグループが訴求したレベルのコミットメントは合意に至らなかったと言える。その一方、S7 の提言にあった経済的インセンティブは、政府主導ではなく、民間金融機関に任せる形であるが、ネット・ゼロ移行を支援し、インセンティブを与えるために必要な市場インフラの確立にコミットする、という形である程度合致した。

また、多くのエンゲージメントグループから高い注目を集めた気候資金であるが、首脳コミュニケを中心に、少なからず言及は見られたものの具体的なコミットメントを伴わない形であり、エンゲージメントグループによる提言のレベルとは隔り見られた。先述の通り、先進国による年間 1,000 億ドルの拠出という共通目標は未だ達成されておらず、他の先進国や民間セクター、国際開発金融機関等にも協力を呼びかけつつ、官民が連携して資金の供与・動員を行う姿勢の表明に留まる。「気候資金と生物多様性のための資金の相乗効果を更に高め、気候及び自然双方に共通便益をもたらす資金を促進することで、自然と自然に基づく解決策への資金量を増加させる」、「民間資本を更に動員し、途上国や新興市場が気候変動の緩和と適応を図りつつ、移行の機会を最大限に活用することを支援する」といった

首脳コミュニケの文言からは、各国の限られた予算から更に公的資金を投入するよりも、複数の課題に対して効果的に民間資金を動員することで調達を図りたいという政府側の思惑が垣間見える。実際のところ、これまでの気候資金の内訳を見ると、民間セクターによる資金動員は公的資金並みであり<sup>9</sup>、民間セクターが気候資金調達に与える影響は看過できないものとなっている。

気候資金の使途に目を向けると、適応よりも緩和に対する支援が約 90%と圧倒的に多いという見解<sup>10</sup>もあり、W7、C7 を中心としたグループが、その現状に対し気候資金の 50%を適応策に用いるべきだと具体的な数値を挙げて提言していた。それに対して首脳コミュニケでは、気候資金が増加することによって、適応策に使われる資金も増えるだろうという希望的観測が述べられるだけで、具体的なコミットメントは見られなかった。しかし、大臣会合コミュニケでは、気候変動による適応への対策強化に関して一段落が割かれ、「包摂的でジェンダー平等志向」という表現を用いて、気候変動に対し脆弱な人・コミュニティの支援の強化にコミットするとともに、適応と緩和の資金投入のバランスの悪さの改善へ取り組む意志を表明している。同様に、L7、W7 が中心になって提言した、公正な移行に適応した雇用創出についても、首脳コミュニケではほとんど言及が無かったが、大臣会合コミュニケにおいて「移行に伴って変化を求められる労働者、コミュニティ・脆弱な国々への支援の拡充にコミットする」ことが明言されている。エンゲージメントグループが提示したほどの具体的な数値目標などは示されなかったものの、G7 として重要性を認識し、ある程度の合意には至ったとみなすことができる。

## 4. 生物多様性

### 4.1. エンゲージメントグループによる提言

生物多様性に直接関係する提言は、Y7、S7、C7、B7 の4つのエンゲージメントグループから提出され、その主な内容は表2にまとめた通りである。気候変動については全てのエンゲージメントグループから何らかの提言があったことと比較すると、生物多様性に関する提言の数は少ない。しかし、いくつかの提言は気候変動にも関連付けて言及されており、生物多様性の損失が気候変動と同時に解決すべき課題として認識されていることがわかる。

なお、B7 は上記の提言とは別に「生物多様性に関する企業活動を理解するための具体的な原則をさらに策定し、企業が自然に与える影響を定量化し、自然資産やサービスを評価する方法を支援する」とビジネス界が果たすべきコミットメントを自ら表明している。

<sup>9</sup> Climate Policy Initiative, “Global Landscape of Climate Finance 2021,” <https://www.climatepolicyinitiative.org/publication/global-landscape-of-climate-finance-2021/>

<sup>10</sup> 同書。

表2 生物多様性に関するエンゲージメントグループの主な提言

公海における海洋生物多様性の保全とあらゆる活動の持続可能な管理のための法的拘束力のある協定を実施し、2030年までに完全に保護された海洋保護区を10%設定すること。	Y7
森林破壊に関連する商品が企業のサプライチェーンに入ることを防ぎ、G7 諸国の金融機関が森林破壊に資金を提供することを禁止するための国内「デューデリジェンス」法を導入すること。	C7
すべてのG7 諸国が、「リーダーによる自然への誓約」および「自然と人々のための高い野心連合」に署名すること。	C7
民間企業、市民社会、先住民グループ、科学界を含む幅広いステークホルダーと緊密に協力しながら、生物多様性を評価・算定するための新しいアプローチを開発すること。	S7
統合的な地球システム思考を用いて生物多様性、気候、その他の関連する危機に協調して対処するための分野横断的なソリューションを生み出すこと。	S7
各国の生物多様性目標の達成を強化し、地域および世界的な評価を支援し、保全計画を支援するために、世界的なモニタリングネットワークの開発を支援すること。	S7
生物多様性、自然環境、自然の炭素吸収源に価値を置く市場の発展と、自然にポジティブなビジネス活動を支援する国家政策を優先すること。	B7

出典: Y7、S7、B7、C7 の提言を基に作成 (IGES 仮訳)

## 4.2. G7 成果文書との比較

エンゲージメントグループの生物多様性に関する提言は完全な形で受け入れられているわけではなく、提言に対応する文言の多くを「G7・2030年自然協約」の中に見つけることができる。

例えば、Y7 による公海における海洋生物多様性の保全のための法的拘束力のある協定の実施について、「G7・2030年自然協約」には、「新たな野心的な国際法的拘束力のある文書の交渉を2021年末までに可能な限り完了させるよう努力する」と記載されており、法的拘束力のある協定実施に向けたステップについて合意がなされたと言える。森林破壊に関連する商品が企業のサプライチェーンに入ることを防ぎ、G7 諸国の金融機関が森林破壊に資金を提供することを禁止するための国内「デューデリジェンス」法を導入するという C7 の提言に関しては、「森林破壊および森林劣化から農業生産を切り離すような持続可能なサプライチェーンを支援する」ための貿易大臣のコミットメントを歓迎したものの、「適切な場合にはデューデリジェンス要件の導入を含み得る、適切な国内行動を検討する」と、言及は検討レベルに留まった。さらに、全てのG7 国が「リーダーによる自然への誓約」および「自然と人々のための高い野心連合」に署名するべきだという C7 の主張に関しては、サミット開催時点で米国を除いたG7 メンバーがこれらに署名している状態であったが、米国を含むすべてのG7 メンバーが合意した「G7・2030年自然協約」はこれらを基に形作られたものであり、ある意味でC7 の要望が聞き届けられたと言える。

また、S7 から提言された「生物多様性を評価・算定するアプローチの開発」と、「生物多様性目標達成に向けたモニタリングネットワークの開発支援」に対しては、「G7・2030年自然協約」の中の「生物多様性に関する経済活動のフットプリントを考慮する」という文言や「生物多様性条約締結国であるG7 メンバーは(中略)より透明性のある評価基準及び成功指標、及びより強固なモニタリング及び報告に尽力

する」という文言が対応している。また、S7 の「生物多様性、気候、その他の関連する危機に協調して対処するための分野横断的ソリューションを生み出す」という提言に関して、首脳コミュニケ及び「G7・2030 年自然協約」の複数箇所において、生物多様性の損失や気候変動といった課題が相互に関連していることを言及した上で、「世界的なシステムの変化を促すため、パートナー及びステークホルダーと協働して取り組むことにコミット」と述べられている。分野横断的ソリューションを生み出す取り組みや枠組に関する直接的な言及はなかったものの、生物多様性の保全・保護・回復が気候変動対策にもなり得るという意味では、限定的ではあるが、分野横断的な課題解決に取り組み始めたということができるだろう。

加えて、B7の提言であった「生物多様性、自然環境、自然の炭素吸収源に価値を置く市場の発展と、自然にポジティブなビジネス活動を支援する国家政策を優先すること」に関する直接の言及はなかったが、「G7・2030 年自然協約」は生物多様性の経済学に関するダスグプタレビューなどに触れ、ビジネス界と連携しようという意志が感じられる内容になっている。

大臣会合コミュニケにおいては、生物多様性分野に関してより具体的な形でのコミットメントや、課題意識が詳細に言及されており、各エンゲージメントグループが訴求した内容がある程度 G7 メンバー間で共有され、合意として反映されているということができる。例えば、エンゲージメントグループの中で唯一 Y7 が掲げた微生物汚染や人獣共通感染症のリスク特定のための施策や野生生物の取引に関する規制強化といった内容については、大臣コミュニケの中で、「ワン・ヘルス作業部会の活動を支持し、英国議長の下で設立された国際人獣共通感染症専門家コミュニティ(IZCE)に自主的な形で参加する」ことが記載された。

## 5. 貿易・サプライチェーン

### 5.1. 企業活動に関連するエンゲージメントグループによる提言

気候・環境分野の文脈において、貿易やサプライチェーンという企業活動に関連する提言が複数のエンゲージメントグループから提出された。このことから、気候変動・環境分野の課題はグローバル経済と不可分であり、企業はそれらの解決に貢献しうる重要なプレーヤーであるということ、他のグループが認識していると捉えられる。生物多様性及び気候変動に関するものも含め、企業や企業活動に関する提言の概要は表3に示した通りである。Y7、W7、C7 の提言の多くは、気候・環境分野全般における企業活動の透明性、責任説明等を向上させるための政府の介入を求めている。その中でも、Y7 は貿易に関して多くの提言を行っており、その中には「環境財・サービスに対する関税の撤廃、サプライチェーンにおける環境影響の透明性の確保、二次材料の貿易促進など、貿易協定に環境基準を盛り込む」といった踏み込んだ内容も含まれている。このように、多岐にわたるステークホルダー、特に若者からは、企業に厳しい視線が注がれており、政府による企業へのより強い方向づけが求められていることが読み取れる。一方、注目の対象でもあるビジネス界を代表する B7 は、低炭素財・サービスに有利な貿易政策の再構築を G7 政府に求めている。貿易ルールや貿易機関の再構築の必要性については C7 も言及しており、環境と経済が両立するような貿易のルール・枠組作りも喫緊の課題と認識されていることが見て取れる。

## 5.2. G7 成果文書との比較

ビジネス界に対してなされた Y7、W7、C7 による提言をより詳細に見ていくと、気候変動・環境分野全般における企業の透明性、責任説明等の向上に繋がる政府の介入が求められていたが、首脳コミュニケーションの気候変動・環境部分はほとんどそれに触れていない。しかし、大臣会合コミュニケーションには、「民間セクターと生産国、NGOと先住民及びローカル・コミュニティと協働し、森林減少・劣化とは無縁の商品の消費にインセンティブを与える」、「サプライチェーンの透明性とトレーサビリティを強化し(中略)環境的、社会的、経済的に持続可能でレジリエントな貿易を実現するデューデリジェンス要件の導入を含みうる規制枠組や政策を策定する」といった文言があることから、これらエンゲージメントグループの提言が一部実ったと言える。

表3 貿易・サプライチェーンを含む企業活動に関連するエンゲージメントグループの提言の概要

<b>企業における教育の義務化</b> 2022年までにカリキュラムや企業における気候変動・環境教育を義務化する。	Y7
<b>野生生物の取引や土地利用に関する規制強化</b> 微生物汚染や人獣共通感染症のリスクを特定するための標準化された指標を用いたグローバルなモニタリングの枠組を構築し、野生生物の取引や土地利用に関する規制を強化することで緩和策を講じる。	Y7
<b>輸入品の林業証明書</b> 輸入品の林業証明書(forestry certificate)の使用を増やし、循環型土地利用管理を推進することで無農薬の気候スマート農業を推進し、環境に有害な行為を禁止するとともに、農業における若者の教育と雇用を増やす。	Y7
<b>企業の透明性</b> 2021年までに汚染行為に関する企業の透明性を高め、廃棄物の流れに関する世界的な解決策を開発する。	Y7
<b>環境に悪影響を与える事業や製品の禁止</b> 輸入製品に対する認証制度の活用や、環境に悪影響を与える取り組みの禁止、循環的な土地利用を促すなどの対応を求める。	Y7
<b>民間からの投資の方向転換</b> 化石燃料からの官民の金融投資を方向転換させる。	Y7
<b>企業の環境・人権に関する説明責任</b> G7諸国に本社を置く企業は、環境悪化や女性の人権・環境保護者への攻撃に対して責任を負うための説明責任メカニズムを開発・実施する。	W7
<b>企業のサプライチェーン、デューデリジェンス</b> 森林破壊に関連する商品が企業のサプライチェーンに入ることを防ぎ、G7諸国の金融機関が森林破壊に資金を提供することを禁止するための国内「デューデリジェンス」法を導入する。	C7

<b>世界貿易機関の再構築</b> 貿易ルールを他の国際基準、特に SDGs やパリ協定に合わせることに焦点を当てた多国間フォーラムとして世界貿易機関(WTO)を再構築し、特に食料・農業貿易政策に関する中低所得国の長年の懸念に対処することを支援する。	C7
<b>低炭素財・サービスに有利な貿易政策の再構築</b> 11月のWTO閣僚会議において、対象となる物品のリストと、それらの物品に付随して最終的に提供されるサービスを更新するための作業を支援することを発表し、WTOの環境物品協定に関する作業を再開すること。	B7
<b>低炭素財・サービスに有利な貿易政策の再構築</b> 環境サービスを促進し、歪んだ化石燃料補助金を抑制することにより、気候がWTOの現代化アジェンダに不可欠であることを確認すること。	B7
<b>低炭素財・サービスに有利な貿易政策の再構築</b> 気候をG7の貿易政策および現在G7諸国が交渉している二国間協定や多国間協定の重要な要素とすることで、前面からリードすること。	B7

出典：各エンゲージメントグループのコミュニケを基に作成（IGES 仮訳）

先述の通り、ビジネス界はその他のエンゲージメントグループから、政府に対し関与を働きかけられるという形で大きな注目を集めており、その点では独特な立場にある。そのような社会の要請を踏まえてか、B7は、G7が主導して国際的な合意に基づくマーケットのメカニズムや規制の設定といった、大きな意味での仕組みづくりがなされることを提案していた。B7が代表する経済団体がG7政府に対し求めていた低炭素財・サービスに有利な貿易政策の再構築については、B7が求めるレベルとは隔たりがあるものの、首脳コミュニケ及び貿易大臣コミュニケに対応する箇所を見つけることができる。貿易大臣会合コミュニケの「貿易の現代化」に関するセクションには、気候変動への取り組みにおける貿易の重要な役割や、カーボンリーケージを含む貿易と環境に関する議論を継続することにコミットする旨が書かれている。また、「化石燃料補助金」とは書かれていないが、市場歪曲的な産業補助金などに対するより強力な国際的ルールを発展させる旨記載があり、B7の提言が一定程度聞き届けられたと言える。

## 6. 包摂的なアプローチ：周縁的社会集団と教育

### 6.1. エンゲージメントグループによる提言

その他、エンゲージメントグループの提言として注目に値するのは、気候変動対策並びに生物多様性における包摂的なアプローチや、教育の重要性を訴えるものである。W7は、全体を通して、女性団体をはじめとする周縁的社会集団が気候変動の課題や意思決定へ参画できるようにする重要性を主張しており、特に気候資金などに関しては、こうした集団の公平なアクセスが担保されることを提言している。関連して、Y7からも、気候変動に脆弱な地域と周縁的社会集団と共同で、リスク軽減プログラムを拡充させることの必要性が指摘されている。Y7は加えて、気候変動と環境教育を学校教育のカリキュ

ラムに組み込むとともに、企業研修としても必修にすべきだと主張している。また、無農薬の地域支援型農業を推進するとともに、環境に害を与える作業の禁止を求めるという観点から、農業分野における若年層の教育と就労支援を一層行うべきだ、といった、環境分野に教育の重要性を関連させた、分野横断的な提言が見られた。

## 6.2. G7 成果文書との比較

W7 や Y7 を中心に提言された、気候変動対策やその他環境分野に対する包摂的なアプローチや、教育の拡充の重要性に関しては、G7 の成果文書であるコミュニケの内容との間には、分野によっては大きな隔たりがあると言わざるを得ない。

まず、包摂的なアプローチに関して、首脳コミュニケにおいては、エネルギー分野におけるジェンダー平等の達成に取り組む「Equal by 30 Campaign(30 年までに平等を実現させる運動)」の推進を中心に、特にジェンダーに対応したアプローチが取られることが表明された。大臣会合コミュニケ内においても「包摂的かつジェンダー平等志向」という表現がより多く見受けられ、女性や先住民、気候変動に対して脆弱な人々・コミュニティなど、周縁的社会集団の参画の重要性が、今回の G7 において強く認識されたことは明らかである。一方で、関連する気候変動に脆弱な地域と周縁的社会集団と共同でのリスク軽減プログラムの拡充という Y7 の提言については、首脳コミュニケでは言及はなく、大臣会合コミュニケにおいて、政府主導ではなく民間金融を活用した形での発展に対する期待が示されることに留まっている。

また、同じく Y7 による教育については、首脳コミュニケの気候・環境分野では特に言及はなく、大臣会合コミュニケにおいて、フードロス対策の文脈で登場するのみであった。首脳コミュニケの他の部分に目を向けると、教育そのものに関しては「より良い復興」のために強化されるべきものの一つとして挙げられていたのに加え、2026 年までに低・中所得国において 4000 万人以上の女子に教育を提供し、2000 万人以上の女子に小学校終了時まで読解力を身に付けさせるという具体的な数値目標と、GPE(教育のためのグローバル・パートナーシップ)への拠出の表明が示されていた。このように全体を通して見れば、教育について全く言及がないわけではないものの、今回の G7 の焦点は、低・中所得国における女子教育の支援に当てられており、Y7 の提言にあるような、気候・環境課題の解決に向けた教育は視点として欠けていた。今回の G7 による成果文書からは、ジェンダー平等の観点を中心に、包摂的なアプローチが強く意識されたことが見て取れる。一方、Y7 のような未来志向かつ分野横断的である提言は、W7 など他のグループに比べると、直接的な形での反映はあまり見られなかった。

## 7. 最後に

### 7.1. G7とエンゲージメントグループの今後

これまでの分析から、2021年のG7首脳コミュニケ及び付属文書、気候・環境大臣会合コミュニケ等を見ると、エンゲージメントグループによる提言内容の多くが何らかの形で言及がなされていることが判明した。その一方で、G7で合意された内容と、エンゲージメントグループが各々に提言する野心的な目標や具体的なコミットメントとを比べると、隔たりがあるものも存在した。これに鑑みて、G7及びエンゲージメントグループの今後のあり方について述べたい。

G7において、何を議論するか、どの大臣会合を開催するかには、議長国の優先課題や意思が色濃く反映される。これには、その時々国際情勢を反映した課題に対応できるなどの利点がある一方で、G7はその非連続性から、恒久的な国際機関などと比べてアカウンタビリティ・プロセスが機能しておらず、効果的な政策の立案に結びついていないという指摘もある<sup>11</sup>。例えば、2021年のG7を例にすると、教育大臣を対象とした会合は設けられておらず、長期的な視点を持って継続的に取り組むべきG7諸国における教育のあり方や内容について議論する場は無かったと推察される。しかし、大臣会合コミュニケ内で、フードロス対策として人々の行動変容を促す教育の重要性が表明されているように、教育は解決されるべき課題であるだけでなく、課題を解決するための手段であるという二面性を持つ。教育は、気候変動や環境問題だけでなく他の多くの課題解決に向けた重要な手段の一つであり、今後のG7において継続的に教育大臣会合が開かれ、教育が議論されることが期待される。その中に、環境教育などの観点が組み込まれることも必要なのではないか。そして、教育分野以外においても、G7議長国には、前後のG7及び国際的な情勢を踏まえ、一時的なものではない重点議題や大臣会合の設定が求められる。

そして、このG7の非連続性と不十分なアカウンタビリティ・メカニズムという課題は、エンゲージメントグループにも関連している。エンゲージメントグループの役割は、G7で議論される関心分野について、成果文書に影響を与えるべく政策対話や提言を行うこととされるが、その構成や設立は場当たりので、与える影響も成果も一貫しておらず、G7に対する提言がどのような形で反映されるのか、プロセスが明確ではない<sup>12</sup>。それに対し、G7の透明性を高めるとともに、エンゲージメントグループという仕組みそのものをG7のアカウンタビリティ・メカニズムと位置づけ、表明したコミットメントに対し、独立した評価をすることで、G7の正当性を高めるべきといった提案もある<sup>13</sup>。

これらを踏まえ、今後エンゲージメントグループが担うことができる役割として、G7コミュニケのモニタリングとレビューを挙げる。今回は、比較的エンゲージメントグループの提言内容と、G7が表明したコミ

<sup>11</sup> Roger A. Fischer, "How the G7 reviews its work on development: A case study of internal accountability," *German Development Institute Discussion Paper*, No. 19/2020, <https://www.econstor.eu/bitstream/10419/224968/1/1733912460.pdf>

<sup>12</sup> Ronja Scheler and Hugo Dobson, "Joining forces: Reviving multilateralism through multi-stakeholder cooperation," G20 Insights, posted on November 24, 2020, <https://www.g20-insights.org/wp-content/uploads/2020/11/joining-forces-reviving-multilateralism-through-multi-stakeholder-cooperation-1606217921.pdf>

<sup>13</sup> Sören Hilbrich and Jakob Schwab, "Towards a more accountable G20? Accountability mechanisms of the G20 and the new challenges posed to them by the 2030 Agenda," *German Development Institute Discussion Paper*, No. 13/2018, <https://www.econstor.eu/bitstream/10419/199533/1/die-dp-2018-13.pdf>

12, 13は両方G20とエンゲージメントグループについて書かれているものだが、本稿のG7の文脈でも当てはまると考えられる。

トメントに多く的一致が見られたが、有言不実行のままに終わればそれは意味を成さない。今回採択された「G7・2030年自然協約」のように、個々の分野や取り組みに対する進捗状況のレビューはG7内で実施されてきたが、首脳、大臣会合コミュニケなど、G7で合意に至った成果文書に現れたコミットメントについて継続的なモニタリングと定期的なレビューを行う機関や仕組みは存在しない。先述の通り、毎年同じエンゲージメントグループが構成されるとは限らないが、各エンゲージメントグループが、前年のコミュニケに対する評価とともに、宣言されたコミットメントがどの程度実行に移されたかをモニタリングするという役割を担うことを提案したい。このように、エンゲージメントグループからの外部評価を受ける、という形でG7のアカウンタビリティが改善されることで、市民社会からのフィードバックを反映した、より効果的な政策の立案がなされることが期待される。

また、エンゲージメントグループ間でのより積極的な交流が行われることで、他グループと協調できることがあれば、G7に対して共に働きかけることで、成果文書やその後のコミットメントにも一層効果的に影響を与えることができると推察される。特に、B7以外のグループからビジネス界や企業活動に関する提言が少なからずあったことから、B7と他のグループとの間で対話の機会を設けることも意義があろう。こういった対話を契機に、ビジネス界や企業が政府によるルール形成に頼らずとも、気候・環境関連分野に関して独自の形で社会を変革し、リードして行くという新たな可能性も期待される。気候変動や生物多様性など、複雑化した課題解決のためには、マルチステークホルダーアプローチが肝要であるとされ、G7におけるエンゲージメントグループの仕組みは、まさにそれを体現するものである。主要国の政策協調の場であるG7に対してエンゲージメントグループが果たしうる役割は重大であり、その提言がより一層反映されるような仕組みになっていくことが求められる。

## 7.2. 今後の研究課題の提案

本稿では、気候・環境分野に焦点を当て、G7サミットの成果文書であるコミュニケと、エンゲージメントグループによる提言内容を分析してきた。本研究ではG7に着目したが、同様に国際的な政策協調の場として機能するG20も含めた研究分野において、今回のようにエンゲージメントグループにフォーカスしたものは、国内外問わず、まだ少ないのが現状であり、最後に今後期待される研究分野について提案をしたい。

G7やG20に関する研究としては、トロント大学のJohn Kirton教授主催のG7/G20研究グループによって、1987年の設立以降、継続的かつ広範囲に渡って、政策の分析が行われている。グローバル・ガバナンスの観点から、G7(G8)及びG20は正当性や透明性、アカウンタビリティが不十分であるという問題提起の他、気候変動やジェンダーといった分野を絞って、コミュニケ等、成果文書の内容の経年変化の分析・調査を行っている。特に、本稿でも扱った気候変動分野に関連するものとしては、G7サミットの首脳コミュニケにおける合意、未来志向のコミットメント、その翌年における進捗状況に焦点を当て、過去の実績を検証したもの<sup>14</sup>や、サミット前の環境大臣会合や、公式の作業組織の設置によって、目標とタイムラインを具体的に設定し、サミット終了後のコミットメントを確実なものとするといったG7が取りうるアカウンタビリティ向上の手段を述べたものがある<sup>15</sup>。他には、気候変動と環境問題に最も影響を受けると同時に知見を持つ、先住民族のエンゲージメントをいかにG7/G20において高めるか、といっ

<sup>14</sup> John Kirton and Marina Larionova, eds., *Accountability for Effectiveness in Global Governance* (New York: Routledge, 2018)

<sup>15</sup> Brittaney Warren, "Improving G7 Performance on Climate Change," University of Toronto, G7 Research Group, posted on April 12, 2021, <http://www.g7.utoronto.ca/evaluations/warren-performance-climate-change-210412.pdf>

た、特定の団体に焦点を置いた研究も行われている<sup>16</sup>。

このように、G7/G20 側、または特定の分野や(エンゲージメント)グループに着目したものは、カナダのトロント大学の G7/G20 研究グループ以外でも散見される。例えば、C20(市民社会)に焦点を置き、エンゲージメントグループが G20 に対する及ぼしうる影響を調査した研究では、G20 の掲げる市民参画というレトリックと実際の成果の間にはギャップがあり、C20 は市民社会の意見を G20 に届ける機会である一方で、G20 のアジェンダ形成に貢献する能力は制限されていると述べている<sup>17</sup>。既に前項で取り上げたが、エンゲージメントグループという仕組みそのものを、G7/G20 の正当性やアカウンタビリティ向上の手段として位置付けることを試みる研究もいくつかなされている<sup>18</sup>。

G7/G20 に関する研究を概況した結果、海外を中心に少しずつ蓄積がなされてきていることがわかる。しかし、本稿のようにエンゲージメントグループの提案を横断的に精査するものや、G7/G20 の成果文書への反映のされ方について調査する、といった手法・切り口は見受けられなかった。この観点に基づく研究は、政策立案者とエンゲージメントグループの双方にとって有益であり、特定のトピックや分野に焦点を置く形で、または全体を通してその対応関係を見る調査は、今後一層重要になってくることだろう。加えて、前項でエンゲージメントグループが担える役割として述べた、G7 の成果文書の実施状況のフォローアップについても、研究されるべき分野として挙げることができる。

今回の英国が議長を務めた G7 では、エンゲージメントグループが提言したことの多くが、何らかの形で成果文書において言及されてきたことが判明した。しかし、G7 の非連続性から、次の議長国でも同様になるとは限らない。個別のエンゲージメントグループに焦点を置き、活動や提言の効果を検証する研究や、エンゲージメントグループの活動について経年変化を分析する研究も可能性として考えられよう。エンゲージメントグループの提言の中で、成果文書に反映された、またはされなかった理由は、提言自体の妥当性や、G7 メンバー間の政治的力学など、多様な要因が考えられるため、完全に明らかにすることは困難である。しかし、エンゲージメントグループの仕組みがそうであるように、この分野に関する研究や調査が増えていくこともまた、G7 や G20 の透明性を高め、アカウンタビリティの向上につながり、より効果的な政策立案に貢献することができると考えられ、今後の研究の進展が大いに期待される。

(了)

<sup>16</sup> John Kirton and Brittaney Warren, "A Fragile First Step? G7 and G20 Governance of Climate Change, the Environment, Health and Indigenous Peoples," University of Toronto, G7 and G20 Research Group, posted on April 5, 2020, <http://www.g8.utoronto.ca/scholar/kirton-warren-isa-2020.pdf>

<sup>17</sup> Tom Chodor, "The G20's engagement with civil society: participation without contestation?," *Globalizations* 17:6 (2020): 903-916, <https://doi.org/10.1080/14747731.2019.1702804>

<sup>18</sup> 前掲の Fischer; Roger A. Fischer; Hilbrich and Schwab; Scheler and Dobson を参照

## 参考・引用文献

### ◆ コミュニケ

外務省. “G7コーンウォール・サミット 首脳コミュニケ(骨子).”

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100200458.pdf>

環境省. “G7 Climate and Environment Ministers’ Meeting Communiqué(G7 気候・環境大臣会合コミュニケ)”

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/116305.pdf>

The United Kingdom (英国). “G7 Carbis Bay G7 Summit Communiqué: Our Shared Agenda for Global Action to Build Back Better,”

<https://www.g7uk.org/wp-content/uploads/2021/06/Carbis-Bay-G7-Summit-Communiqué-PDF-430KB-25-pages-3-1.pdf>

### ◆ エンゲージメントグループ提言

Business 7. “B7 Summit 2021: Joint Statement.” <https://www.cbi.org.uk/media/6632/b7-communicue.pdf>

Civil Society 7. “C7 Communiqué 2021: Civil society’s recommendations to the G7.”

[https://www.bond.org.uk/sites/default/files/c7\\_communique- recommendations.pdf](https://www.bond.org.uk/sites/default/files/c7_communique- recommendations.pdf)

Labour 7. “Exiting the pandemic and building back fairer through multilateralism: Labour 7 Statement to the G7 Leaders’ Summit 2021.”

[https://www.tuc.org.uk/sites/default/files/2021\\_L7%20Leaders%20statement.pdf](https://www.tuc.org.uk/sites/default/files/2021_L7%20Leaders%20statement.pdf)

Science 7, “The Royal Society and partner science academies launch G7 science agenda ahead of UK hosted leaders’ summit.”

<https://royalsociety.org/news/2021/03/royal-society-partner-academies-launch-g7-agenda/>

Women 7. “W7 Communiqué Making gender equality a reality: Recommendations to the G7.”

<https://static1.squarespace.com/static/536c4ee8e4b0b60bc6ca7c74/t/608ab9e93926032d9f774742/1619704298199/W7+Communique+29.04.2021.pdf>

Youth 7. “Y7 2021 communique: Making Waves for Future Generations.”

<https://static1.squarespace.com/static/56bbc80dc6fc089e185b5ca4/t/609e844b554f0762c240ae6c/1621001293740/Y7+2021+Communique.pdf>

### ◆ その他

Chodor, Tom. (2020) “The G20’s engagement with civil society: participation without contestation?”

*Globalizations* 17:6: 903–916, <https://doi.org/10.1080/14747731.2019.1702804>

Climate Policy Initiative (2021) Global Landscape of Climate Finance 2021

<https://www.climatepolicyinitiative.org/publication/global-landscape-of-climate-finance-2021/>



Fischer, Roger A. (2020) "How the G7 reviews its work on development: A case study of internal accountability." Discussion Paper, No. 19/2020, German Development Institute (Deutsches Institut für Entwicklungspolitik: DIE), Bonn, <http://dx.doi.org/10.23661/dp19.2020>

Hilbrich, Sören and Schwab Jakob. (2018) "Towards a more accountable G20? Accountability mechanisms of the G20 and the new challenges posed to them by the 2030 Agenda." Discussion Paper, No. 13/2018, ISBN 978-3-96021-069-6, (Deutsches Institut für Entwicklungspolitik: DIE), Bonn, <http://dx.doi.org/10.23661/dp13.2018>

Kirton, John. and Larionova Marina, eds. (2018) *Accountability for Effectiveness in Global Governance*. New York: Routledge,

Kirton, John. and Warren Brittaney. (2020) "A Fragile First Step? G7 and G20 Governance of Climate Change, the Environment, Health and Indigenous Peoples," University of Toronto, G7 and G20 Research Group. <http://www.g8.utoronto.ca/scholar/kirton-warren-isa-2020.pdf>

Scheler, Ronja. and Dobson Hugo (2020) "Joining forces: Reviving multilateralism through multi-stakeholder cooperation," G20 Insights. <https://www.g20-insights.org/wp-content/uploads/2020/11/joining-forces-reviving-multilateralism-through-multi-stakeholder-cooperation-1606217921.pdf>

Warren, Brittaney. (2021) "Improving G7 Performance on Climate Change." University of Toronto, G7 Research Group. <http://www.g7.utoronto.ca/evaluations/warren-performance-climate-change-210412.pdf>

---

【謝辞】 このディスカッションペーパー発行にあたっては、IGES のエリック ザスマン氏及び、松下和夫京都大学名誉教授から貴重なコメントを頂いた。これらの方々に感謝したい。

**Institute for Global Environmental Strategies (IGES)**

Climate and Energy Area

2108-11 Kamiyamaguchi, Hayama, Kanagawa, 240-0115, Japan

Tel: 046-826-9592 Fax: 046-855-3809 E-mail: ce-info@iges.or.jp

[www.iges.or.jp](http://www.iges.or.jp)

Although every effort is made to ensure objectivity and balance, the publication of research results or translation does not imply IGES endorsement or acquiescence with its conclusions or the endorsement of IGES funders. IGES maintains a position of neutrality at all times on issues concerning public policy. Hence conclusions that are reached in IGES publications should be understood to be those of the authors and not attributed to staff-members, officers, directors, trustees, funders, or to IGES itself.

©2021 Institute for Global Environmental Strategies. All rights reserved.